

高齢者施設・事業所 管理者 様

障害者施設・事業所 管理者 様

健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

オミクロン株対応ワクチンの接種回数間違い防止について

日頃、本県の予防接種行政につきまして、御尽力、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このことについて、予防接種法に基づく厚生労働大臣指示により、オミクロン株対応ワクチンの接種は1回のみとされているところです。しかしながら、既に県内において、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けた者に対し、2回目のオミクロン株対応ワクチン接種を行った事案が複数発生しております。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種を既に行った高齢者施設等から、嘱託医等に対し、時間が経過したことから再度のオミクロン株対応ワクチンの接種の要望が寄せられているとのことです。

これを踏まえ、下記のとおり留意すべき事項をお示ししますので、別添の注意喚起チラシを参考にして、オミクロン株対応ワクチンの接種を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、別途、市町新型コロナワクチン接種担当課、静岡県医師会及び静岡県病院協会あてお知らせしていることを申し添えます。

記

1 オミクロン株対応ワクチンの接種回数

オミクロン株対応ワクチンは、初回接種（1・2回目接種）を終えた方が、1回のみ接種できることとされており、現時点ではオミクロン株対応ワクチンを接種した後に新型コロナワクチンの接種を受けることはできません。

例えば、オミクロン株（BA.1）対応ワクチンを接種後、改めてオミクロン株（BA.4-5）対応ワクチンを接種することもできません。

2 接種記録の登録、接種費用の請求等

オミクロン株対応ワクチンを誤って2回接種した場合、当該2回目接種については、接種記録のワクチン接種記録システム（VRS）へ登録することはできません。

※ 問い合わせ先 新型コロナウイルス対策推進課 機動第3班

電話番号 054-221-2218

担 当 介護指導第2班

電 話 054-221-3256